



第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

5 観名保第 6 号
令和 5 年 4 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年3月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	河村たかし市長に対し、22/3/22 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会 (第 28 回) 開催以前に「地上・小天守・大天守地階の鉄骨スロープ」について市が説明した際の面談記録、議事録、メモ、内容がわかるもの (資料以外)
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

行政文書公開決定通知書

5 観名保第 7 号
令和 5 年 4 月 13 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

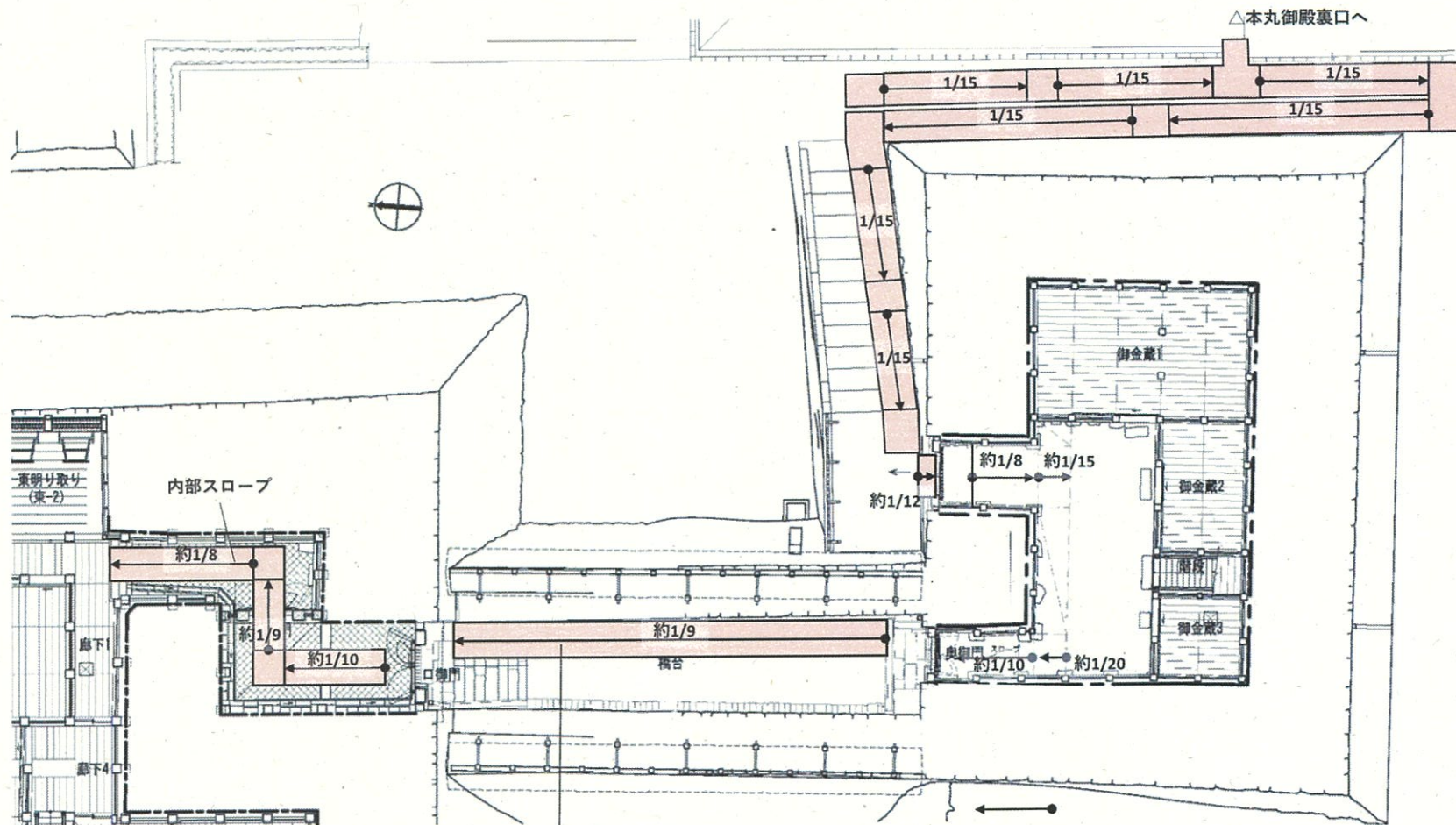
名古屋市長 河村 たかし



令和 5年3月30日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市長説明資料（令和 4 年 11 月 29 日）スロープ対応案		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 5 年 4 月 13 日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

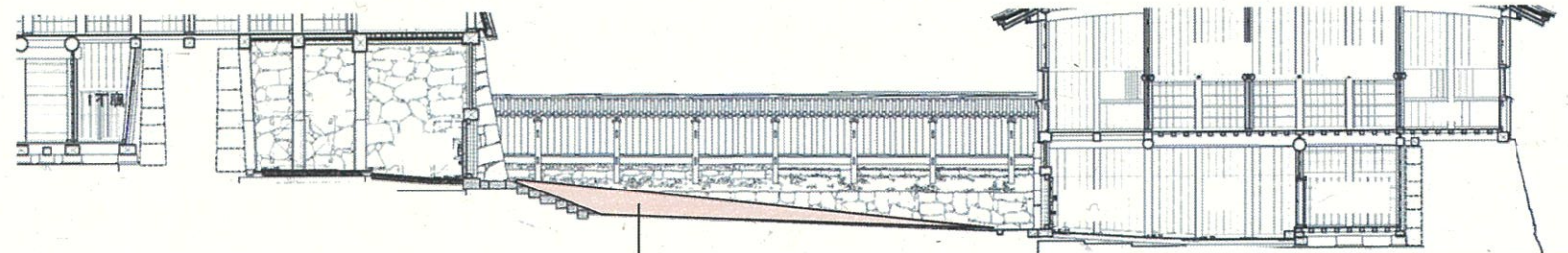


大天守

橋台

小天守

平面図



大天守

外部スロープ 約1/9
揚程 約2000

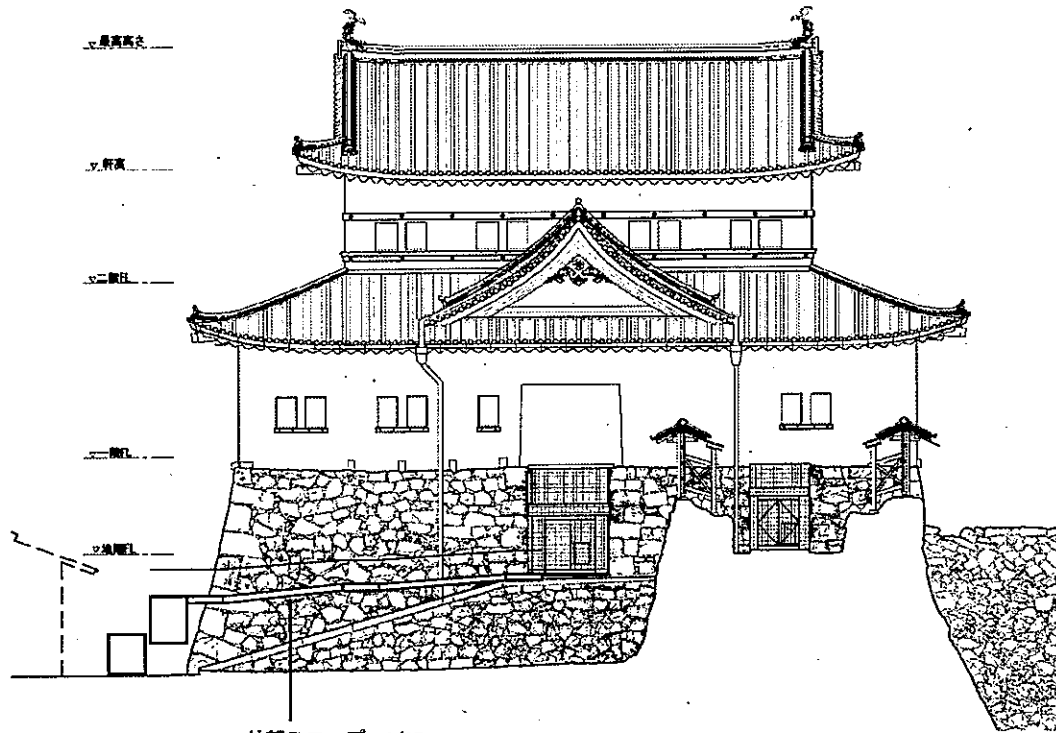
橋台

小天守

橋台断面図



A案：すべてスロープ対応案



外部スロープ 1/15
 幅程. 約3500

小天守北立面図



A案：すべてスロープ対応案